

平成30年1月

お客さま 各位

兵庫県医療信用組合

休眠預金等活用法に関するお知らせ

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が平成30年1月より施行されます。

この法律により、当組合にお預けいただいている長期間ご利用のない預金は、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに当組合において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

預金に移管された後におきましても、お客さまのご請求により払戻しは可能です。

※預金保険機構に移管後のご請求にあたっては、預金通帳・証書およびお取引印をお持ちいただき、運転免許証その他本人確認書類により預金者ご本人であることの確認をさせていただくなど所定の手続きのうえで払戻しとなります。

【休眠預金について】

1. 休眠預金とは、最終異動日等から10年を経過した預金をいいます。
2. 「預金」とは当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、貯蓄預金、定期積金です。
尚、マル優口座は施行規則3条により「預金」から除外されていますのでご注意願います。

【「最終異動日等」について】

「最終異動日等」は次のとおり金融機関すべてが共通で該当する異動事由1～3に加え、当組合が行政庁の認可を受けた4～7を「異動事由」としており最終異動日は1～7のうち最も遅い日をいいます。

異動事由にあたるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
<p>1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます)。</p> <p>2. 手形または小切手の提示、その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま</p> <p>す)。</p> <p>3. お客様から、公告の対象となっている当該預金についての情報提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく「公告」の対象となっている場合に限りま</p> <p>す)。</p>	<p>4. お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳する取引がなかった場合を除きます)、繰越しがあったこと。(※)</p> <p>5. お客様から次の方法による残高の確認があったこと。(※)</p> <p>(1)ATMIによる残高照会(平成31年3月10日午前7時以降に照会があったものに限りま</p> <p>す)。</p> <p>(2)残高証明書発行依頼のあったもの。</p> <p>6. お客様からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(氏名変更及び住所変更の申し出があったものに限りま</p> <p>す)。</p> <p>7. 総合口座規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。</p> <p>(※)異動事由に該当する預金種別は別紙の通りと</p> <p>し</p> <p>ま</p> <p>す。</p>

以 上

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	認可事由4 認可事由預貯金 通帳・証書の発行、 記帳、繰越	認可事由5 残高照会
普通預金	○	○
貯蓄預金	○	○
納税準備預金	○	×
スーパー定期預金	○	×
大口定期預金	○	×
期日指定定期預金	○	×
通知預金	○	×
定期積金	○	×